

八王子市子ども家庭福祉のあり方に関する検討会 第6回議事録

○開催日時：平成 29 年 3 月 2 日（木） 15:00 ~ 16:30

○開催場所：八王子市教育センター第 7 研修室

○出席者：小澤篤子（座長・八王子市子ども家庭部長）、影山孝（東京都児童相談センター児童福祉相談担当課長）、高橋洋（八王子市立山田小学校長）、山本英雄（八王子市民生委員児童委員協議会第 17 地区会長）、佐々木常道（社会福祉法人エス・オー・エスこどもの村統括主任）、坂本洋子（八王子市内里親関係者）、小山等（八王子市総合経営部長）、石黒みどり（八王子市医療保険部長）、廣瀬勉（八王子市学校教育部長）、平塚裕之（八王子市子ども家庭部子どものしあわせ課長）

欠席者：井上仁（副座長・日本大学文理学部教授）、豊田聡（八王子市福祉部長）

○議 題：

- 1 開会の挨拶（座長）
- 2 検討事項等
 - 1) 子ども家庭福祉のあり方に関する調査報告書について（平塚委員）
 - 2) 質疑応答
- 3 報告等
- 4 閉会

○公開・非公開の別：公開

○会議の内容（無記名）

1 開会の挨拶

座長： 本日は、第 6 回目の検討会です。早速ですが、子ども家庭福祉のあり方に関する調査報告書について、報告をお願いします。

2 検討事項等

委員： 子ども家庭福祉のあり方に関する調査報告書についてのポイントを説明させていただき、報告書について質疑応答の時間を設ける予定である。いただいたご意見をもとに、報告書を完成させたいと考えている。

第 1 部については、前回の検討会でお示ししたものから、内容を変更していない。配布資料 p.6 を開いていただきたい。ここに、「本市の子ども家庭福祉のあり方」を述べている。特に、本市では乳児期からネウボラを行うことにより、子どもの自立まで切れ目なく支援を行うことを目標にしている。ここでは、地域社会全体で子どもを支援する考え方を 1 つの軸としている。この考え方は、平成 28 年に改正された児童福祉法第 1 条に明記された、子どもの権利保障と同じ考え方になっている。国全体としては、市町村の支援体制の強化を検討している現状である。

p.8 では、施設に入所しているかどうかにかかわらず、困難を抱える子どもへの支援の取り組みを図ることを述べている。本市では、現状として十分な支援体制がとられていないため、

支援の「課題」として挙げている。基本的には、子どもの自立までの切れ目ない支援、児童養護施設や里親と連携して子どもを支えていく考え方である。

p.9では、都との機能の一体化、本市が児童相談所を設置した場合の機能を述べている。一時保護から施設入所措置など切れ目ない一貫した判断、対応をすることができ、市内の学校との連携も円滑になることが期待できる。また、児童相談所から保護者への「指導」と「支援」として、市内での一貫した援助を行うことができる。これは、いわゆるポピュレーション・アプローチとハイリスク・アプローチの考え方を表したものである。

p.10は、本報告書の重要なポイントをまとめている。本市の子ども家庭福祉のあり方、その実現のために必要と考えられるものを述べている。

第2部については、本検討会で児童相談所や子ども家庭支援センター、関係機関などの機能や役割を検討したことを踏まえ、整理した。内容的には、前回までの検討会で配布した資料に準じたものとなっている。p.25で本市の現状、課題をまとめ、その取り組みのあり方を述べることで、第1部とのつながりをもたせている。また、児童相談所に必要な人材、職員体制などのシミュレーションを行った。

p.29は、国で検討を継続している4つのワーキンググループの概要である。国の動向は、市町村の取り組みに大きな影響を与えるので、今後も注視していく必要がある。

p.31「おわりに」では、平成28年の児童福祉法改正が大きな論点であり、「子どもの権利保障」が理念に盛り込まれたこと、本市としても、子どもの育成計画の中で、子どもの権利にかかわる条例策定を検討していることを述べている。

p.32は、第2回目、第4回目の検討会で、委員の方々からいただいた意見を表でまとめている。

最後の部分は、横須賀市・浜松市・千葉市の視察結果について、要点をまとめたものを資料として添付した。本市が児童相談所をもつかどうかにかかわらず、国は市町村支援の強化体制、児童相談所の強化プランを示し、児童福祉司やスーパーバイザーの配置などを検討している。要保護児童対策地域協議会については、本市においても子どもを見守り、支える重要な機関と理解される。また、地域全体で支える考え方を改めて確認しておきたい。

座長： ありがとうございます。質問、ご意見などあればお願いしたい。

委員： p.8に「地域で里親が孤立しないように……」とあるが、もっと具体的に、「里親への理解を促し、里親の担い手を増やすための啓発事業を推進する」と書いた方がよいのではないかと。また、p.9の「都の機能と一体となった切れ目のない子ども家庭福祉」という表現が、分かりにくい。「児童相談所設置」という言葉をあえて使わずに、このような表現にした意図は何か。

委員： 「切れ目のない子ども家庭福祉」という表現は、本市の子ども家庭福祉の考え方を示す意味で用いた表現である。子ども家庭福祉の方法論として、東京都と一体的に進めていくという考え方である。「都の機能と一体」という部分に関しては、市町村業務と都道府県業務が一体となった「子ども家庭福祉」が法律的にも体系づけられ、市町村については主に「子ども家庭支援」を行うこととされているため、このように用語を使い分けている。

委員： 「子ども家庭福祉」と「子ども家庭支援」を分ける考え方であるにしても、方法論として、児童相談所を設置するか否か、ということは述べる必要があるのではないかと。本検討会の中

でも、設置のメリットについて色々な意見が出されているので、報告書への記載を検討してほしい。

座長： 里親についてご意見があった。これについて、いかがか。

委員： 里親は数が少ないので、その点でご協力いただければありがたい。

座長： ありがとうございます。

委員： 「地域と一体となった若者支援体制の構築」(p.8)とあるが、「地域」という言葉はあいまいな印象がある。子どもの支援には、専門機関との連携が必要と思われるが、具体的にどのような機関との関わりを意味するのか、分かりやすい表現のほうがよいと思う。

委員： 「児童相談所設置にあたって見込まれる経費」(p.26)について、開設前の経費については具体的な額が示されていないが、開設後の経費は具体額が示されている。これには何か意味があるのか。

委員： 開設前経費には「建設費」も含めなければならないが、現在、オリンピック開催の影響もあり、建設費は高騰している。そのため、現時点での具体額の記載は控えさせていただいた。

委員： できれば、平成29年時点での金額を記載した方がよいと思う。次に、配布資料「概要」について、「民生員452名」を「民生・児童委員452名」に修正願いたい。また「うち児童委員43名」を「うち主任児童委員43名」に修正してほしい。

座長： 訂正箇所は、対応させていただく。

委員： 「ポピュレーション・アプローチ」という用語が出てきたが、これは一般的に使われる用語なのか。

委員： 用語については、必要に応じて注釈を加えることとする。

委員： 配布資料「概要」には「自立の保障」とあるが、ここで「保障」まで書いてよいものなのか。

委員： 改正された児童福祉法では、子どもの「健やかな成長・発達や自立等を保障」という表現が条文にあり、「自立の保障」を明記している。

委員： 子ども支援と若者支援の関係で、本市では「子ども若者地域協議会」のような組織をイメージしているのか。

委員： 現在、「子ども・若者育成支援推進法」が施行されており、本市は子ども育成計画の中で一部取り組んでいる。具体的には、若者たちの就労支援の前段階を「準備期」として、就労への動機づけ、コミュニケーション力などを支援する市内のサポートステーション事業に、市が若年無業者就労促進事業を加え、機能を強化している。

座長： 本市は、子どもと若者支援のネットワークを作っている。自立支援担当、子ども家庭支援センター、ハローワークなどが集ったネットワークがある。

委員： p.22に、児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置する記述があるが、里親支援相談員の配置についても述べたほうがよいと思う。

委員： 国は、「市町村子ども家庭総合支援拠点」という取り組みを進めている。また、「子ども・子育て包括支援センター」というものもある。本市では、「子ども家庭支援センター」「八王子版ネウボラ」「児童相談所」の3つの層が役割分担し、機能させていくことが基本と考えている。

- 委員： 職員の専門性確保が課題と思われるが、研修体制などはどうなっているのか。
- 座長： 研修体制は、まだ十分に整っていない面もあるが、児童福祉司の予算は確保している。
- 委員： 研修体制や人事交流は、重要な取り組みと認識している。専門職の確保・育成、採用後の研修制度などの課題は、p.10 にポイントとして明記している。
- 委員： 「子どもの保護者」についていえば、世代によっては育児に対する考え方に大きな差がある。特に若い世代の保護者は、子どものことよりも、自分のことを優先させる傾向があるように思う。今回の検討会でも「地域での子ども支援」ということを議論しているが、地域との接点をもととしない保護者が増えてきていることも、考えていかなければならない。児童相談所を作るには時間がかかることは当然だが、子どものためには、早く設置して支援体制を整えてほしい。子ども家庭支援センターなどでも、保護者教育ができる仕組みが望まれる。
- 座長： 平成 28 年の児童福祉法改正では、虐待をいかに減らしていくかということ、また不幸にも虐待被害を受けた子どもを、いかに適切に支援するか、の 2 つが中心だったように思う。保護者教育も含め、虐待予防の取り組みは市町村の役割が大きい。子どもたちにとって、本当に必要なことが行える仕組みづくりが必要である。
- 委員： 今回でこの検討会は終了となるが、本市では、子ども育成計画において意見交換の場を作っていきたい。子どもの意見表明の機会や、「子どもにやさしいまち」を市民参加の考え方で進めていくことが必要である。
- 委員： 家庭での養育を、社会的に支援することが求められている。市町村は、子どもや家庭にとって最も身近な自治体であるので、特に若い世代の保護者の期待に応えることができるような市町村サービスを作っていくことが重要と思う。
- 委員： 行政の計画として様々なことが議論されるべきだが、経費や財政も考慮に入れ、実行に向けて進めるべきである。経営的な観点でいえば、既存のサービスの縮小や整理も必要になるかもしれない。その判断も含めて、児童相談所を設置するかどうか検討していくべきである。
- 座長： 様々な事情を考慮して検討するが、ただちに児童相談所を作るかどうかを決める状況ではない。今回の検討会の議論をベースとして、検討することをご理解いただきたい。
- ここでいただいたご意見については、座長と副座長で共有の上、まとめていきたいと考えているが、よろしいでしょうか。

(一同異議なし)

3 報告等

- 座長： 皆様から、報告として提起いただけるものがあれば、お願いしたい。
- 委員： 報告ではなく、質問させていただきたい。両親が長期旅行に出かけている間、その子どもが面倒をみてもらえず、遠くの親類に預けられる、というケースが実際にあった。この場合、なにか利用できるサービスはあるのか。
- 委員： 旅行の間、子どもは学校を欠席しているのか。
- 委員： 欠席させていた。このように、子どもの教育や生活よりも、自分の都合を優先させる保護者が増えているように感じる。

委員： 若い世代は、共働き世帯が増えているので、子育てよりも仕事を優先させるケースはさらに増加すると予想できる。保育に欠ける子どもが増えるなら、行政サービスが対応せざるを得ない時代が到来する。

委員： 各家庭の価値観の問題でもあるので、どこまで踏み込めるかは難しい。しかし、「子どもの最善の利益」を優先的に考えて対応することが必要である。これは、国連の提唱する「子どもにやさしいまちづくり」に通じる考え方である。

委員： 「子どもにやさしいまち」は、子育て世帯にも「やさしいまち」であるべきだと思う。

委員： 「子どもにやさしいまち」は、子育て世帯だけでなく、高齢者や外国人などを含め、すべての世帯にやさしいものであることを目指し、「共生社会」実現のため推進されている。

4 閉会

座長： これで、検討会を終了とさせていただきます。これまでに様々な意見をいただき、議論すべきものが多くあることが確認できた。関係の皆様には、今後ともよろしくお願い申し上げたい。